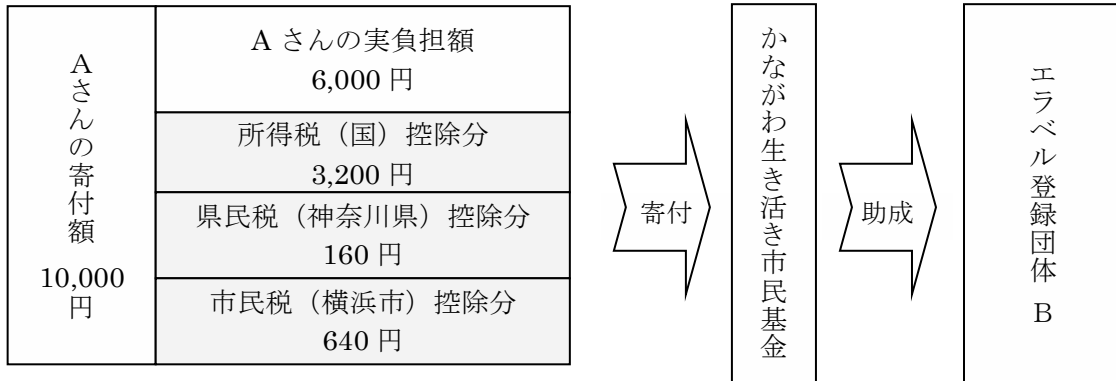


＜確定申告＞による寄付優遇税制活用の手引き

かながわ生き生き市民基金への寄付は優遇税制が適用され、所得税・住民税の一部が税額控除されます。認定NPOや社会福祉法人等にも寄付している場合、合算して申請することができます。

例えば、横浜市在住のAさんが、エラベル登録団体Bに10,000円寄付したとすると...

- ◆ 確定申告をすることにより、所得税・住民税から4,000円が控除されます。



※ 住民税の控除額は政令市と政令市以外で異なります。詳しくは財団ホームページ上段のドロップダウンボタン「思いを持ち寄る寄付」→「税制優遇」をご覧ください。

- ◆ 手続きは簡単！

翌年2月～3月の確定申告で、寄付金控除の申請をします。

※ 申請にはかながわ生き生き市民基金が発行する寄付領収書を税額控除証明書が必要です。

- ・ 確定申告書 第一表

税務署長 平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A FA0112

住所 (又は居所)	フリガナ 氏名	個人番号 氏名	第一表 (平成)
平成 年 1月1日 の住所	性別 世帯主の氏名	【世帯主との続柄】	
(単位は円)		課税される所得(5)	
収入金額等	給 与 ⑦	税	降用
	公的年金等 ⑧	上の②に対する税額	
	その他 ⑨	配 当 控 除 ⑬	
	配 当 ⑩	(特定増収策等) 区 ⑭	
	一 時 ⑪	特定増収策等 区 ⑮	
		政 党 等 寄 附 金 等 特 別 控 除 ⑯	

「政党等寄附金等特別控除」の欄に控除額を記入します。
控除額の計算式は (寄付額 - 2000円) × 40%
Aさんの場合は 3,200円と記入します。
※税額控除の記入欄です

- ・ 確定申告書 第二表

寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	条 例 指 定 分	都道府県
	住所地の共同基金会、日赤支部分		市区町村
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏 名	住 所	

「条例指定分」の「都道府県」の欄に寄付額を記入します。
Aさんの場合は10,000円と記入します。

「条例指定分」の「市区町村」の欄に寄付額を記入します。
Aさんの場合は10,000円と記入します。